

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月24日
【届出者の氏名又は名称】	H K Eホールディングス合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階
【電話番号】	03-6268-6000
【事務連絡者氏名】	職務執行者 中村 正樹
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	H K Eホールディングス合同会社 (東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、H K Eホールディングス合同会社を指します。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社日立国際電気を指します。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成された財務諸表からのものであり、当該財務諸表は、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注10) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係会社を含む関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係会社を含む関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注11) 公開買付者、対象者、株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）及びH V Jホールディングス株式会社（以下「H V J」といいます。）の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e - 5(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行なったフィナンシャル・アドバイザー、対象者又は公開買付代理人の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。
- (注12) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年10月12日付で提出いたしました公開買付届出書（平成29年10月20日付、同年10月31日付及び同年11月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJ I Pとの協議、公開買付者による意思決定の過程等

() 平成29年8月9日以降の経緯

対象者における意思決定の過程及び理由

() 平成29年10月11日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

本基本契約

本日立出資契約

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

入札手続の実施

対象者における独立した第三者算定期間からの株式価値算定書の取得

対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手

(c) 平成29年10月11日付答申書の概要

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(7) その他

日立製作所

(A) 継続開示会社たる日立製作所に関する事項

(a) 日立製作所が提出した書類

□ 四半期報告書又は半期報告書

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(1) 会社の概要

大株主

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同表明

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

(前略)

その後、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の条件の再提案を経て（詳細については、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。）、本公開買付前提条件の全てが充足されたため、公開買付者は、平成29年10月11日、本公開買付け及び本株式併合（後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。以下同じとします。）並びに日立製作所が所有する対象者株式の全てを対象者が取得すること（以下「本自己株式取得」といいます。）を通じた公開買付者による対象者の完全子会社化、当該完全子会社化後に公開買付者及び対象者が予定している公開買付者を承継法人とする対象者の成膜プロセスソリューション事業の吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）、並びに本会社分割後の公開買付者による対象者株式の20%ずつの日立製作所及び日本産業パートナーズ株式会社（以下「JIP」といいます。）が管理・運営・情報提供等を行うファンドが出資するHVJへの譲渡、その他これらに付随又は関連する取引等（以下、総称して「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを平成29年10月12日より開始することを決定いたしました。

なお、公開買付者による対象者株式の20%ずつの日立製作所及びHVJへの譲渡の完了後、対象者株式の60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り20%をHVJがそれぞれ所有することになる予定です。

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成29年4月26日付で、対象者の親会社である日立製作所及びHVJとの間で、日立製作所は、同社が所有する対象者株式の全て（53,070,129株、所有割合（注2）：51.67%、以下「日立製作所売却予定株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の自己株式の取得に応じて日立製作所売却予定株式の全てを売却すること等を内容に含む基本契約書（以下「原基本契約」といいます。）を締結しております。また、公開買付者、日立製作所及びJIPは、本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）（後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「() 平成29年8月9日以降の経緯」の「(a) 対象者における本減資及び本自己株式取得」において定義されます。以下同じとします。）の引き上げを前提として、平成29年10月11日付で原基本契約の変更覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結しております。なお、本変更覚書により変更された原基本契約（以下「本基本契約」といいます。）の詳細につきましては、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

(中略)

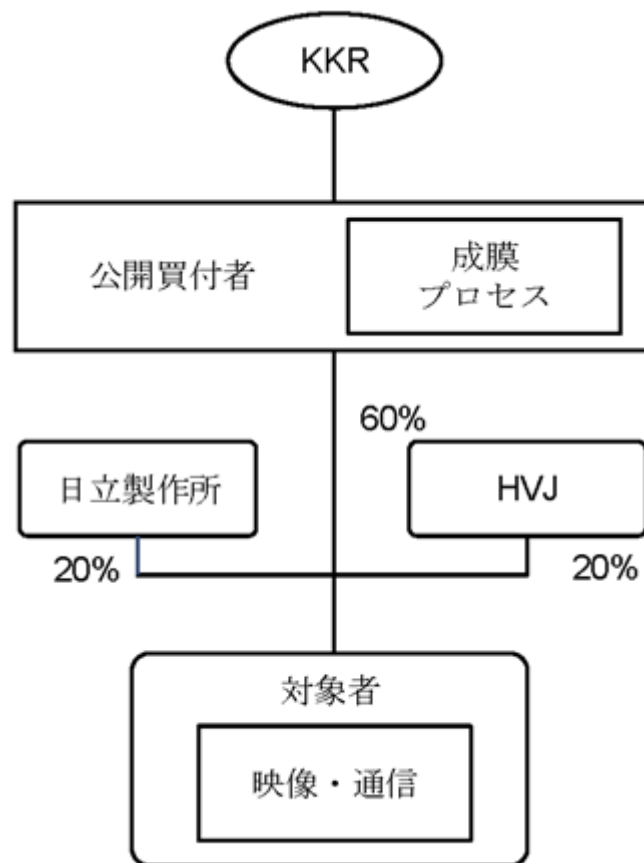
公開買付者による株式併合を用いたスクイーズアウト、自己株式取得のための分配可能額の確保を目的とした対象者による減資

- ・本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び日立製作所売却予定株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対して本株式併合を実施することにより、対象者の株主を公開買付者及び日立製作所のみとすることを要請する予定。また、本株式併合は、本公開買付け成立後における本臨時株主総会（後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。）による承認を経て、平成30年3月上旬から中旬の効力発生を想定。
- ・本株式併合により生じる端数の合計数に相当する対象者株式の取得価額について、本銀行融資で調達する資金の一部及び第2回本日出資で調達する資金の一部により賄うことを予定。
- ・対象者による日立製作所からの本自己株式取得による自己株式取得に必要な分配可能額を確保するために、対象者は、本減資（資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少）を実施することを予定。なお、本減資を付議議案に含む臨時株主総会は本株式併合の効力発生を経て、対象者の株主が日立製作所と公開買付者のみとなった後に実施することを予定。

（中略）

公開買付者による日立製作所及びHVJへの対象者株式の一部の譲渡

- ・公開買付者による日立製作所への本株式一部譲渡（日立製作所）を通じて、日立製作所は映像・通信ソリューション事業のみを営むこととなる対象者と資本関係を継続する予定。
- ・平成30年4月下旬から5月上旬を目途として公開買付者による日立製作所及びHVJへの本株式一部譲渡を含む一連の取引を完了させる予定。



対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成29年10月11日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに関して、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会の決議の詳細につきましては、対象者プレスリリース及び後記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

その後、平成29年11月24日に公開買付者が行った本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の変更を含めた本買付条件等変更(以下に定義されます。)前の本公開買付け価格その他の条件の再提案を経て(詳細については、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJ I Pとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。)、本公開買付け前提条件の全てが充足されたため、公開買付者は、平成29年10月11日、本公開買付け及び本株式併合(後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」)において定義されます。以下同じとします。)並びに日立製作所が所有する対象者株式の全てを対象者が取得すること(以下「本自己株式取得」といいます。)を通じた公開買付者による対象者の完全子会社化、当該完全子会社化後に公開買付者及び対象者が予定している公開買付者を承継法人とする対象者の成膜プロセスソリューション事業の吸収分割(以下「本会社分割」といいます。)、並びに本会社分割後の公開買付者による対象者株式の20%ずつの日立製作所及び日本産業パートナーズ株式会社(以下「J I P」といいます。))が管理・運営・情報提供等を行うファンドが出資するH V Jへの譲渡、その他これらに付随又は関連する取引等(以下、総称して「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを平成29年10月12日より開始することを決定いたしました。

その後、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成29年11月24日、公開買付け期間を平成29年12月8日まで延長し、公開買付け期間を合計40営業日とした上で、本公開買付け価格を2,900円から3,132円に変更することを決定いたしました(以下「本買付条件等変更」といいます。)。公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付けの経済的条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を一切変更しないことの決定をしております。

なお、公開買付者による対象者株式の20%ずつの日立製作所及びH V Jへの譲渡の完了後、対象者株式の60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り20%をH V Jがそれぞれ所有することになる予定です。

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成29年4月26日付で、対象者の親会社である日立製作所及びH V Jとの間で、日立製作所は、同社が所有する対象者株式の全て(53,070,129株、所有割合(注2):51.67%、以下「日立製作所売却予定株式」といいます。)について本公開買付けに応募しないこと、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の自己株式の取得に応じて日立製作所売却予定株式の全てを売却すること等を内容を含む基本契約書(以下「原基本契約」といいます。)を締結しております。また、公開買付者、日立製作所及びJ I Pは、本買付条件等変更前の本公開買付け価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)(後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJ I Pとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「()平成29年8月9日以降の経緯」の「(a) 対象者における本減資及び本自己株式取得」において定義されます。以下同じとします。)の引き上げを前提として、平成29年10月11日付で原基本契約の変更覚書(以下「本変更覚書」といいます。)を締結しております。さらに、公開買付者、日立製作所及びJ I Pは、本買付条件等変更を前提として、平成29年11月24日付で本変更覚書により変更された原基本契約をさらに変更する覚書(以下「本再変更覚書」といいます。)を締結しております。なお、本変更覚書及び本再変更覚書により変更された原基本契約(以下「本基本契約」といいます。)の詳細につきましては、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

(中略)

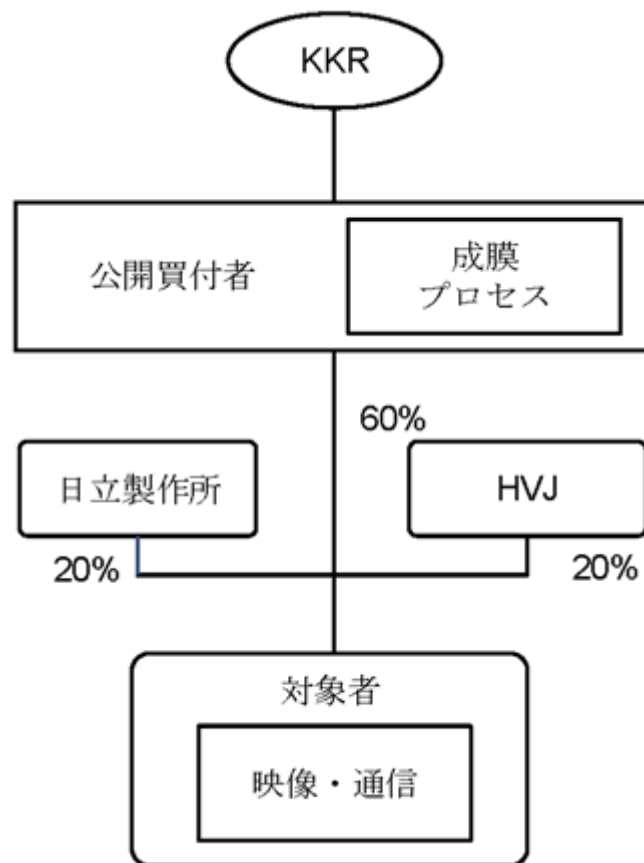
公開買付者による株式併合を用いたスクイーズアウト、自己株式取得のための分配可能額の確保を目的とした対象者による減資

- ・本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び日立製作所売却予定株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対して本株式併合を実施することにより、対象者の株主を公開買付者及び日立製作所のみとすることを要請する予定。また、本株式併合は、本公開買付け成立後における本臨時株主総会（後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。）による承認を経て、平成30年3月中旬から下旬の効力発生を想定。
- ・本株式併合により生じる端数の合計数に相当する対象者株式の取得価額について、本銀行融資で調達する資金の一部及び第2回本日出資で調達する資金の一部により賄うことを予定。
- ・対象者による日立製作所からの本自己株式取得による自己株式取得に必要な分配可能額を確保するために、対象者は、本減資（資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少）を実施することを予定。なお、本減資を付議議案に含む臨時株主総会は本株式併合の効力発生を経て、対象者の株主が日立製作所と公開買付者のみとなった後に実施することを予定。

（中略）

公開買付者による日立製作所及びHVJへの対象者株式の一部の譲渡

- ・公開買付者による日立製作所への本株式一部譲渡（日立製作所）を通じて、日立製作所は映像・通信ソリューション事業のみを営むこととなる対象者と資本関係を継続する予定。
- ・平成30年5月上旬から中旬を目途として公開買付者による日立製作所及びHVJへの本株式一部譲渡を含む一連の取引を完了させる予定。



対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成29年10月11日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに関して、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者が平成29年11月24日に公表した「H K Eホールディングス合同会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、対象者は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成29年11月24日開催の対象者の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選

択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、K K Rのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、対象者の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会の決議の詳細につきましては、対象者プレスリリース及び後記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJ I Pとの協議、公開買付者による意思決定の過程等
() 平成29年8月9日以降の経緯
(訂正前)

(前略)

これに対し、対象者は、かかる本公開買付価格の引き上げの意向を受けて、第三者委員会の意見も踏まえつつ、平成29年10月11日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容(以下「10月11日付業績予想修正」といいます。)の暫定値を公開買付者に提示した上で、10月11日付業績予想修正、業績予想の修正(7月26日付業績予想修正を含む。)の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを踏まえて、複数回に亘り公開買付者及び日立製作所と公開買付価格及び自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)に関する協議及び交渉を重ねたとのことです。協議及び交渉の結果、平成29年10月4日、公開買付者は、対象者が、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること等を前提として、公開買付価格を2,900円、自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)を1,870円とする最終提案を対象者及び日立製作所に提示しました。これに対し、対象者は、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本公開買付価格の妥当性について検討をし、平成29年10月11日、対象者、日立製作所及び公開買付者は、本公開買付価格を2,900円とし、本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)を1,870円とする合意に至りました。

また、対象者及び日立製作所との間の価格・条件交渉においては、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために第三者委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われているとのことです。結果的に、原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)(1,870円)への引き上げ額(159.66円)は、原公開買付価格(2,503円)から本公開買付価格(2,900円)への引き上げ額(397円)より小さくなっております。

なお、対象者によると、本公開買付けの公表日である平成29年4月26日以降、K K Rが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案はK K R以外の第三者によってなされていないとのことです。

これを受けて、公開買付者、日立製作所及びJ I Pは、本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)の引き上げを前提として、平成29年10月11日付で本変更覚書を締結いたしました。

本基本契約においては、公開買付者による対象者の完全子会社化後における公開買付者を承継法人とする対象者の成膜プロセスソリューション事業の吸収分割並びに公開買付者による日立製作所及びH V Jへの対象者株式の一部の譲渡を予定しており、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、本取引の一環として以下手続を予定しています。

(a) 対象者における本減資及び本自己株式取得

対象者プレスリリースによりますと、K K Rからの提案を踏まえ、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、日立製作所売却予定株式の対価の総額である99,241,141,230円から、本株式併合によって日立製作所に対して交付される金額を控除した金額を対価の総額とする本自己株式取得を実施し、日立製作所がその時点で所有する対象者株式の全てを取得する予定とのことです。日立製作所売却予定株式の対価の総額である99,241,141,230円を、日立製作所売却予定株式の数(53,070,129株)で除した金額(以下「本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)」)といひます。)である1,870円は、本公開買付価格である2,900円より1,030円低い金額です。

(中略)

(b) 対象者事業の公開買付者への一部(成膜プロセスソリューション事業)切り出し、並びに対象者(映像・通信ソリューション事業)株式の一部の日立製作所及びH V Jへの譲渡

映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業にとってそれぞれ最適な成長戦略・構造改革を実行するために、公開買付者は、本自己株式取得の完了後、本自己株式取得の実行日の翌営業日付で、対象者の成膜プロセスソリューション事業を会社法第784条第1項に定める略式吸収分割により切り出して公開買付者に承継させることを予定しております。また、公開買付者は、本基本契約において、本会社分割の翌営業日において、その時点で公開買付者が所有する対象者(映像・通信ソリューション事業)株式のうち20%ずつをそれぞれ87.68億円で日立製作所及びH V Jにそれぞれ譲渡すること(日立製作所に対する譲渡を「本株式一部譲渡(日立製作所)」、H V Jに対する譲渡を「本株式一部譲渡(H V J)」)といひ、本株式一部譲渡(日立製作所)及び本株式一部譲渡(H V J)を併せて、以下「本株式一部譲渡」といひます。)を合意しております。したがって、これらの譲渡の完了後、対象者(映像・通信ソリューション事業)株式の60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り20%をH V Jがそれぞれ所有することになります。なお、当該対象者(映像・通信ソリューション事業)株式の20%の譲渡価格である87.68億円は、K K R及びJ I Pからの提案、並びに、日立製作所、K K R及びJ I Pとの間での協議・交渉に基づき決定したものです。

(訂正後)

(前略)

これに対し、対象者は、かかる本買付条件等変更前の本公開買付価格の引き上げの意向を受けて、第三者委員会の意見も踏まえつつ、平成29年10月11日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容(以下「10月11日付業績予想修正」といひます。)の暫定値を公開買付者に提示した上で、10月11日付業績予想修正、業績予想の修正(7月26日付業績予想修正を含む。)の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを踏まえて、複数回に亘り公開買付者及び日立製作所と公開買付価格及び自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)に関する協議及び交渉を重ねたとのことです。協議及び交渉の結果、平成29年10月4日、公開買付者は、対象者が、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること等を前提として、公開買付価格を2,900円、自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)を1,870円とする最終提案を対象者及び日立製作所に提示しました。これに対し、対象者は、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性について検討をし、平成29年10月11日、対象者、日立製作所及び公開買付者は、本買付条件等変更前の本公開買付価格を2,900円とし、本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)を1,870円とする合意に至りました。

また、対象者及び日立製作所との間の価格・条件交渉においては、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために第三者委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われているとのことです。結果的に、原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)(1,870円)への引き上げ額(159.66円)は、原公開買付価格(2,503円)から本買付条件等変更前の本公開買付価格(2,900円)への引き上げ額(397円)より小さくなっております。

なお、対象者によると、本公開買付けの公表日である平成29年4月26日以降、K K Rが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案はK K R以外の第三者によってなされていないとのことです。

これを受けて、公開買付者、日立製作所及びJ I Pは、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）の引き上げを前提として、平成29年10月11日付で本変更覚書を締結いたしました。

本基本契約においては、公開買付者による対象者の完全子会社化後における公開買付者を承継法人とする対象者の成膜プロセスソリューション事業の吸収分割並びに公開買付者による日立製作所及びH V Jへの対象者株式の一部の譲渡を予定しており、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、本取引の一環として以下手順を予定しています。

(a) 対象者における本減資及び本自己株式取得

対象者プレスリリースによりますと、K K Rからの提案を踏まえ、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、日立製作所売却予定株式の対価の総額である99,241,141,230円から、本株式併合によって日立製作所に対して交付される金額を控除した金額を対価の総額とする本自己株式取得を実施し、日立製作所がその時点で所有する対象者株式の全てを取得する予定とのことです。日立製作所売却予定株式の対価の総額である99,241,141,230円を、日立製作所売却予定株式の数（53,070,129株）で除した金額（以下「本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）」といいます。）である1,870円は、本買付条件等変更後の本公開買付価格である3,132円より1,262円低い金額です。

（中略）

(b) 対象者事業の公開買付者への一部（成膜プロセスソリューション事業）切り出し、並びに対象者（映像・通信ソリューション事業）株式の一部の日立製作所及びH V Jへの譲渡

映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業にとってそれぞれ最適な成長戦略・構造改革を実行するために、公開買付者は、本自己株式取得の完了後、本自己株式取得の実行日の翌営業日付で、対象者の成膜プロセスソリューション事業を会社法第784条第1項に定める略式吸収分割により切り出して公開買付者に承継させることを予定しております。また、公開買付者は、本基本契約において、本会社分割の翌営業日において、その時点で公開買付者が所有する対象者（映像・通信ソリューション事業）株式のうち20%ずつをそれぞれ87.68億円で日立製作所及びH V Jにそれぞれ譲渡すること（日立製作所に対する譲渡を「本株式一部譲渡（日立製作所）」、H V Jに対する譲渡を「本株式一部譲渡（H V J）」といい、本株式一部譲渡（日立製作所）及び本株式一部譲渡（H V J）を併せて、以下「本株式一部譲渡」といいます。）を合意しております。したがって、これらの譲渡の完了後、対象者（映像・通信ソリューション事業）株式の60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り20%をH V Jがそれぞれ所有することになります。なお、当該対象者（映像・通信ソリューション事業）株式の20%の譲渡価格である87.68億円は、K K R及びJ I Pからの提案、並びに、日立製作所、K K R及びJ I Pとの間での協議・交渉に基づき決定したものです。

その後、公開買付者は、平成29年10月12日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成29年11月21日、公開買付期間を平成29年12月8日まで延長し、公開買付期間を合計40営業日とした上で、公開買付価格を3,100円に引き上げる提案を対象者及び日立製作所に提示しました。これを受けて、対象者、K K R及び日立製作所が公開買付価格に関する協議及び交渉を行った結果、公開買付者は、平成29年11月24日、公開買付期間を平成29年12月8日まで延長し、公開買付期間を合計40営業日とした上で、本公開買付価格を2,900円から3,132円とする本買付条件等変更を行う旨を決定いたしました。公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付けの経済的条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を一切変更しないことの決定をしております。これを受けて、公開買付者、日立製作所及びJ I Pは、本買付条件等変更を前提として、平成29年11月24日付で本再変更覚書を締結いたしました。

対象者における意思決定の過程及び理由

()平成29年10月11日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

(訂正前)

平成29年9月5日、公開買付者が、公開買付価格を原公開買付価格(2,503円)から2,750円前後に、自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)を原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から1,810円前後とする意向を対象者に対して連絡したことを受け、対象者は、後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手」に記載の通り、対象者が設置した第三者委員会から平成29年10月11日付にて提出された答申書(以下「平成29年10月11日付答申書」といいます。)の内容を最大限に尊重し、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても平成29年4月26日以降、平成29年10月11日までの間に、対象者が平成29年7月26日付で「第30年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」、「2017年度(平成30年3月期) 第1四半期決算補足資料〔IFRS〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」、平成29年10月11日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表していることから、これら業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案した上で、本公開買付価格は原公開買付価格(2,503円)を相応程度上回る価格とすべきと判断しており、複数回に亘りKKR及び日立製作所と本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)に関する協議及び交渉を重ねた結果、平成29年10月11日付で、対象者、日立製作所及びKKRは、本公開買付価格を2,900円とする合意に至ったとのことです。

また、本公開買付価格について、()後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」における野村證券による対象者株式の価値の算定結果のうち、市場株価平均法(基準日2)に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、市場株価平均法(基準日3)、類似会社比較法及びDCF法の算定結果のレンジの範囲内であること、()後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、()本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること、()半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成30年3月期の対象者予想利益水準を平成31年3月期及び平成32年3月期において継続して計上する見通しではないこと、()対象者がさらなる企業価値向上を目指すためには、本取引を通じた映像・通信ソリューション事業における抜本的な構造改革及びポートフォリオ転換の推進並びに、成膜プロセスソリューション事業における先行投資を加速させる機動的な意思決定体制の確立が不可欠・急務であるとの強い認識を持ち、本取引の遅延は対象者全体の企業価値を毀損しうること、()本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)に加えて、本取引の一巡後、映像・通信ソリューション事業を営む対象者に、日立製作所が少数株主として再出資すること等を含む本取引の前提条件につき、日立製作所との間で同意が得られていること、()本公開買付けの公表日である平成29年4月26日以降、すでに5ヶ月を超える期間が経過しているところ、KKRが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は存在しない事実、()本公開買付けにより全ての少数株主に対して、市場株価に影響を与えず、同一の価格にて市場外での売却機会を提供するものであること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

また、本公開買付けへの応募推奨の判断にあたりましては、()過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においてプレミアムが低水準もしくはディスカウントであると考えられ、()東京証券取引所市場第一部における対象者の市場株価が本公開買付価格を上回っている時期が一定程度存在する状況ではあるものの、平成29年4月26日に本公開買付けを公表済みである状況下において、本公開買付けの公表時と一律に同様の条件を適用することは困難と判断し、上記()~()記載の経緯を総合的に考慮しているとのことです。

これらを踏まえ、対象者は、平成29年4月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、上記の検討を踏まえ、平成29年10月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、平成29年10月11日時点においても、前記「()平成29年4月26日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の通り、対象者は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであると考えているとのことです。

なお、対象者の前記平成29年4月26日付取締役会決議及び平成29年10月11日付取締役会決議の詳細については、後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

平成29年9月5日、公開買付者が、公開買付価格を原公開買付価格(2,503円)から2,750円前後に、自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)を原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から1,810円前後とする意向を対象者に対して連絡したことを受け、対象者は、後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手」に記載の通り、対象者が設置した第三者委員会から平成29年10月11日付にて提出された答申書(以下「平成29年10月11日付答申書」といいます。)の内容を最大限に尊重し、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても平成29年4月26日以降、平成29年10月11日までの間に、対象者が平成29年7月26日付で「第30年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」、「2017年度(平成30年3月期) 第1四半期決算補足資料〔IFRS〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」、平成29年10月11日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表していることから、これら業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案した上で、本買付条件等変更前の本公開買付価格は原公開買付価格(2,503円)を相応程度上回る価格とすべきと判断しており、複数回に亘りKKR及び日立製作所と本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)に関する協議及び交渉を重ねた結果、平成29年10月11日付で、対象者、日立製作所及びKKRは、本買付条件等変更前の本公開買付価格を2,900円とする合意に至ったとのことです。

また、本買付条件等変更前の本公開買付価格について、()後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」における野村證券による対象者株式の価値の算定結果のうち、市場株価平均法(基準日2)に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、市場株価平均法(基準日3)、類似会社比較法及びDCF法の算定結果のレンジの範囲内であること、()後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、()本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること、()半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成30年3月期の対象者予想利益水準を平成31年3月期及び平成32年3月期において継続して計上する見通しではないこと、()対象者がさらなる企業価値向上を目指すためには、本取引を通じた映像・通信ソリューション事業における抜本的な構造改革及びポートフォリオ転換の推進並びに、成膜プロセスソリューション事業における先行投資を加速させる機動的な意思決定体制の確立が不可欠・急務であるとの強い認識を持ち、本取引の遅延は対象者全体の企業価値を毀損しうること、()本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)に加えて、本取引の一巡後、映像・通信ソリューション事業を営む対象者に、日立製作所が少数株主として再出資すること等を含む本取引の前提条件につき、日立製作所との間で同意が得られていること、()本公開買付けの公表日である平成29年4月26日以降、すでに5ヶ月を超える期間が経過しているところ、KKRが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は存在しない事実、()本公開買付けにより全ての少数株主に対して、市場株価に影響を与えず、同一の価格にて市場外での売却機会を提供するものであること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

また、本公開買付けへの応募推奨の判断にあたりましては、()過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においてプレミアムが低水準もしくはディスカウントであると考えられ、()東京証券取引所市場第一部における対象者の市場株価が本買付条件等変更前の本公開買付価格を上回っている時期が一定程度存在する状況ではあるものの、平成29年4月26日に本公開買付けを公表済みである状況下において、本公開買付けの公表時と一律に同様の条件を適用することは困難と判断し、上記()~()記載の経緯を総合的に考慮しているとのことです。

これらを踏まえ、対象者は、平成29年4月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、上記の検討を踏まえ、平成29年10月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、平成29年10月11日時点においても、前記「()平成29年4月26日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の通り、対象者は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであると考えているとのことです。

()平成29年11月24日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

また、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成29年11月24日開催の対象者の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、対象者の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の前記平成29年4月26日付取締役会決議、平成29年10月11日付取締役会決議及び平成29年11月24日付取締役会決議の詳細については、後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

本基本契約

(訂正前)

(前略)

(注17) 前記「(1)本公開買付けの概要」に記載の通り、公開買付者が、本日立出資(130億円)により日立製作所に対して割り当てるA種優先株式については、完全無議決権株式であり、公開買付者の普通株式その他の議決権を有する株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されないことを予定しております。本日立出資を行うこととなった経緯については、前記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

(注17) 前記「(1)本公開買付けの概要」に記載の通り、公開買付者が、本日立出資(150億円)により日立製作所に対して割り当てるA種優先株式については、完全無議決権株式であり、公開買付者の普通株式その他の議決権を有する株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されないことを予定しております。本日立出資を行うこととなった経緯については、前記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。

本日立出資契約

(訂正前)

公開買付者は、平成29年10月11日付で、日立製作所との間で新株引受契約書を締結し、()公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日までの間で公開買付者が合理的に指定する日に、50億円を上限として公開買付者が合理的に指定する金額(以下「第1回引受金額」といいます。)をA種優先株式(注18)1株当たりの払込価格である100円で除した数のA種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第1回引受金額を公開買付者に対して払込むこと(日立製作所によるかかる出資を以下「第1回本日立出資」といいます。)、()公開買付者は、本スクイズアウトに係る決済日の前営業日又は公開買付者及び日立製作所間で別途書面により合意した日に、130億円から第1回引受金額を控除した額(以下「第2回引受金額」といいます。)をA種優先株式1株当たりの払込価格である100円で除した数のA種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第2回引受金額を公開買付者に対して払込むこと(日立製作所によるかかる出資を「第2回本日立出資」といい、第1回本日立出資と併せて以下「本日立出資」といいます。)、()公開買付者は、第1回引受日以降いつでも、A種優先株式1株当たり、優先株式取得金額(注19)を日立製作所に支払うことと引き換えに、日立製作所の所有するA種優先株式の全部又は一部を取得できること、及び()日立製作所は、第1回引受日から6年が経過した場合、公開買付者について支配権の変更があった場合等において、A種優先株式1株当たり、優先株式取得金額に相当する金銭と引き換えに、日立製作所の所有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを公開買付者に対して請求できること等について合意しております。

(後略)

(訂正後)

公開買付者は、日立製作所との間で、平成29年10月11日付で新株引受契約書を、平成29年11月24日付で新株引受契約書の変更契約書をそれぞれ締結し、()公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日までの間で公開買付者が合理的に指定する日に、50億円を上限として公開買付者が合理的に指定する金額(以下「第1回引受金額」といいます。)をA種優先株式(注18)1株当たりの払込価格である100円で除した数のA種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第1回引受金額を公開買付者に対して払込むこと(日立製作所によるかかる出資を以下「第1回本日立出資」といいます。)、()公開買付者は、本スクイズアウトに係る決済日の前営業日又は公開買付者及び日立製作所間で別途書面により合意した日に、150億円から第1回引受金額を控除した額(以下「第2回引受金額」といいます。)をA種優先株式1株当たりの払込価格である100円で除した数のA種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第2回引受金額を公開買付者に対して払込むこと(日立製作所によるかかる出資を「第2回本日立出資」といい、第1回本日立出資と併せて以下「本日立出資」といいます。)、()公開買付者は、第1回引受日以降いつでも、A種優先株式1株当たり、優先株式取得金額(注19)を日立製作所に支払うことと引き換えに、日立製作所の所有するA種優先株式の全部又は一部を取得できること、及び()日立製作所は、第1回引受日から6年が経過した場合、公開買付者について支配権の変更があった場合等において、A種優先株式1株当たり、優先株式取得金額に相当する金銭と引き換えに、日立製作所の所有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを公開買付者に対して請求できること等について合意しております。

(後略)

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

入札手続の実施

(訂正前)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成28年9月下旬より野村証券及びクレディ・スイス証券を通じて、複数の買手候補先に対し、対象者株式の全ての取得について打診を行い、複数社より対象者株式の取得に関して提案を受領したとのことです。しかしながら、いずれの提案についても、KKRが提示した提案と比べて本公開買付価格や取引実行の確実性を含む本公開買付けの諸条件において対象者の株主にとって有利な条件を提示する候補先は存在しなかったとのことです。

(訂正後)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成28年9月下旬より野村証券及びクレディ・スイス証券を通じて、複数の買手候補先に対し、対象者株式の全ての取得について打診を行い、複数社より対象者株式の取得に関して提案を受領したとのことです。しかしながら、いずれの提案についても、KKRが提示した提案と比べて本買付条件等変更前の本公開買付価格や取引実行の確実性を含む本公開買付けの諸条件において対象者の株主にとって有利な条件を提示する候補先は存在しなかったとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成29年4月25日付及び平成29年10月10日付で株式価値算定書(以下、それぞれ「平成29年4月株式価値算定書」、「平成29年10月株式価値算定書」といい、併せて「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、野村証券は対象者、日立製作所及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して対象者、日立製作所及び公開買付者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、原公開買付価格及び本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

(中略)

なお、野村証券が算定に用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成29年3月期において、早期退職優遇制度の特別募集に係る一時費用及び平成29年2月2日に公正取引委員会より通達があった「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」に記載の独占禁止法違反に係る一時費用が発生しているものの、平成30年3月期以降、映像・通信ソリューション事業において高成長ソリューションを筆頭とした増収、成膜プロセスソリューション事業において主力である縦型成膜装置、トリートメント枚葉装置等の新事業及びサービス事業の伸長が見込まれていること、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移していること、早期退職優遇制度の特別募集に係る収益性改善を見込んでいること等から、平成30年3月期において、営業利益、税引前利益及び当期利益のそれぞれにおいて前期比で増加率が30%以上の大幅な増益となることを見込んでおり、新中期経営計画における営業利益の数値目標(平成31年3月期)を早期に達成する予定とのことです。なお、平成31年3月期及び平成32年3月期については、半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成30年3月期の対象者予想利益水準を継続して計上する見通しではないとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

(訂正後)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成29年4月25日付及び平成29年10月10日付で株式価値算定書(以下、それぞれ「平成29年4月株式価値算定書」、「平成29年10月株式価値算定書」といい、併せて「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、野村證券は対象者、日立製作所及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して対象者、日立製作所及び公開買付者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、原公開買付価格及び本買付条件等変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

(中略)

なお、野村證券が算定に用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成29年3月期において、早期退職優遇制度の特別募集に係る一時費用及び平成29年2月2日に公正取引委員会より通達があった「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」に記載の独占禁止法違反に係る一時費用が発生しているものの、平成30年3月期以降、映像・通信ソリューション事業において高成長ソリューションを筆頭とした増収、成膜プロセスソリューション事業において主力である縦型成膜装置、トリートメント枚葉装置等の新事業及びサービス事業の伸長が見込まれていること、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移していること、早期退職優遇制度の特別募集に係る収益性改善を見込んでいること等から、平成30年3月期において、営業利益、税引前利益及び当期利益のそれぞれにおいて前期比で増加率が30%以上の大幅な増益となることを見込んでおり、新中期経営計画における営業利益の数値目標(平成31年3月期)を早期に達成する予定とのことです。なお、平成31年3月期及び平成32年3月期については、半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成30年3月期の対象者予想利益水準を継続して計上する見通しではないとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

なお、対象者によれば、対象者は本買付条件等変更に関する意見表明を行うにあたり、平成29年11月24日時点で平成29年10月株式価値算定書において前提とした対象者の事業の現状及び将来の見通し等の情報に重大な変更がないことから、新たに対象者株式の価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。

対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手

(c) 平成29年10月11日付答申書の概要

(訂正前)

(前略)

() 本取引に係る手続の公正性(本諮問事項)

(ア)本取引を構成する各取引を実施することとした理由、及び(イ)本取引を構成する各取引の適法性に関し、平成29年4月26日付答申書における記載に変更すべき点は見当たらない。(ウ)本取引に係る買収者の選定プロセス及び価格等の取引条件に係る交渉プロセスについては、平成29年8月10日以降の交渉により、対象者は複数回に亘り本公開買付価格の増額に成功しており、他方で、対象者及び日立製作所との間の価格・条件交渉は、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために当委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われ、結果的に、原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)(1,870円)へと引き上げられたところ、その引き上げ幅の割合は、原公開買付価格(2,503円)から本公開買付価格(2,900円)への引き上げ幅の割合よりも低くなっており、かかる交渉結果をみても、本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)をめぐる交渉に、日立製作所が親会社の立場を不当に利用して交渉を行ったといった不公正な点はなかったことがうかがわれることに加え、以下の(エ)の利益相反回避措置をも勘案すると、価格を中心とした取引条件の交渉プロセスに関し、公正性を害する事情は見当たらない。(エ)本取引における構造的な利益相反回避措置の適切性に関する分析については、平成29年4月26日付答申書に記載のとおりであるが、これに加え、平成29年4月時点では20営業日とされていた本公開買付けの買付期間が30営業日に延長されており、これは、買付者が、対象者の一般株主に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことであり、かかる公開買付期間の延長は、利益相反回避措置の適切性を担保する事情であると評価できる。以上からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されているといえる。

() 本取引の取引条件(本諮問事項)

(ア)平成29年4月26日付答申書に述べた考え方にに基づき、本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)について、その交渉経緯や、利益相反を回避するために採られた措置といった手続面を検討するに、対象者は、本取引に関する入札手続を開始した平成28年9月から1年以上もの時間をかけて入札手続を実施して買付者を選定し、事業環境や市場の状況等をも踏まえて、価格交渉を粘り強く行ってきたところ、対象者は、現在の状況下において、市場株価の推移、平成29年10月11日に公表予定の業績予想の上方修正及び当該上方修正の要因となった半導体製造装置業界の動向等を適宜踏まえつつ、その少数株主にとって現実的に考えられる最も有利なあるいはそれに近い条件を引きだしたと評価することも可能である。かかる事実経緯からすれば、本取引は全体から見ると、通常実施される独立第三者間のM&A取引と同等の手続きを踏まえ合意に至ったものであり、日立製作所が親会社という地位を利用して一方的に自己に有利な条件を対象者に押し付け、対象者においても、唯々諾々と日立製作所の言いなりになったという事実関係は見受けられない。また、対象者及び日立製作所は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、前記() (エ)の措置を実施している。これに加え、野村證券による株式価値の算定手法及び結果に不合理な点は認められず、本公開買付価格(2,900円)は、平成29年10月株式価値算定書におけるすべての算定結果において、上限値を超えるか、中央値の近辺に位置する。

なお、平成29年10月株式価値算定書は、本公開買付けの公表日(平成29年4月26日)の前営業日である平成29年4月25日を基準日2として、また平成29年10月10日を基準日3として市場株価平均法による算定を行っているところ、本公開買付価格は、基準日3における対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値3,100円に対し6.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,009円に対して3.62%のディスカウントとなる金額であるものの、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,869円に対して1.08%、直近6ヶ月間の終値単純平均値2,712円に対して6.93%のプレミアム、基準日2における対象者株式の終値2,416円に対しては20.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,432円に対しては19.24%、同3ヶ月間の終値単純平均値2,502円に対しては15.91%、同6ヶ月の終値単純平均値2,405円に対しては20.58%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となっている。

以上に述べた交渉経緯、利益相反回避措置の内容、野村證券による株価算定の手法及び算定結果等を踏まえると、本取引を実施するに際して、日立製作所と少数株主との間の利益相反関係の存在により意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、一般に公正と認められる手続により本取引が行われるものと考えられ、そのようなプロセスを経て決定された本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)は、尊重されるべきものであって、安易に介入することが認められるべきものではない。この意味において、これらの価格の正当性・妥当性は担保されていると思路する。

(中略)

() 本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないか (本諮問事項)

以上()から()で述べた通りの意味において、本取引の目的には正当性・合理性が認められ、本取引に係る手続の公正性は確保されており、かつ、本取引の取引条件の正当性・妥当性は担保されているものといえる。したがって、日立製作所が親会社であることを利用して対象者の少数株主の犠牲のもとに、日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められないという意味において、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないといえることができる。

なお、日立製作所は、平成29年4月26日付答申書作成の時点では、公開買付者の優先株式を引き受けて105億円の金銭出資を行うものとされていたところ、平成29年9月以降の交渉過程において、この出資金額は130億円の増額されたとのことである。しかし、この出資に関しては、議決権を伴わないものであること、本取引における買収金額を交渉する過程において、買収金額の総額を増額する目的のために出資金額も増額されたものであることに変わりはなく、少数株主との間の利益相反の程度は低いと史料され、前記()から()で述べた意見に特段の影響を及ぼすものではない。

(訂正後)

(前略)

() 本取引に係る手続の公正性 (本諮問事項)

(ア)本取引を構成する各取引を実施することとした理由、及び(イ)本取引を構成する各取引の適法性に関し、平成29年4月26日付答申書における記載に変更すべき点は見当たらない。(ウ)本取引に係る買収者の選定プロセス及び価格等の取引条件に係る交渉プロセスについては、平成29年8月10日以降の交渉により、対象者は複数回に亘り本買付条件等変更前の本公開買付価格の増額に成功しており、他方で、対象者及び日立製作所との間の価格・条件交渉は、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために当委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われ、結果的に、原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)(1,870円)へと引き上げられたところ、その引き上げ幅の割合は、原公開買付価格(2,503円)から本買付条件等変更前の本公開買付価格(2,900円)への引き上げ幅の割合よりも低くなっており、かかる交渉結果をみても、本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)をめぐる交渉に、日立製作所が親会社の立場を不当に利用して交渉を行ったといった不公正な点はなかったことがうかがわれることに加え、以下の(エ)の利益相反回避措置をも勘案すると、価格を中心とした取引条件の交渉プロセスに関し、公正性を害する事情は見当たらない。(エ)本取引における構造的な利益相反回避措置の適切性に関する分析については、平成29年4月26日付答申書に記載のとおりであるが、これに加え、平成29年4月時点では20営業日とされていた本買付条件等変更前の本公開買付けの買付期間が30営業日に延長されており、これは、買付者が、対象者の一般株主に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことであり、かかる公開買付期間の延長は、利益相反回避措置の適切性を担保する事情であると評価できる。以上からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されているといえる。

() 本取引の取引条件 (本諮問事項)

(ア)平成29年4月26日付答申書に述べた考え方に基づき、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)について、その交渉経緯や、利益相反を回避するために採られた措置といった手続面を検討するに、対象者は、本取引に関する入札手続を開始した平成28年9月から1年以上もの時間をかけて入札手続を実施して買付者を選定し、事業環境や市場の状況等をも踏まえて、価格交渉を粘り強く行ってきたところ、対象者は、現在の状況下において、市場株価の推移、平成29年10月11日に公表予定の業績予想の上方修正及び当該上方修正の要因となった半導体製造装置業界の動向等を適宜踏まえつつ、その少数株主にとって現実的に考えられる最も有利なあるいはそれに近い条件を引きだしたと評価することも可能である。かかる事実経緯からすれば、本取引は全体から見ると、通常実施される独立第三者間のM & A取引と同等の手続きを踏まえ合意に至ったものであり、日立製作所が親会社という地位を利用して一方的に自己に有利な条件を対象者に押し付け、対象者においても、唯々諾々と日立製作所の言いなりになったという事実関係は見受けられない。また、対象者及び日立製作所は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、前記()(エ)の措置を実施している。これに加え、野村證券による株式価値の算定手法及び結果に不合理な点は認められず、本買付条件等変更前の本公開買付価格(2,900円)は、平成29年10月株式価値算定書におけるすべての算定結果において、上限値を超えるか、中央値の近辺に位置する。

なお、平成29年10月株式価値算定書は、本公開買付けの公表日(平成29年4月26日)の前営業日である平成29年4月25日を基準日2として、また平成29年10月10日を基準日3として市場株価平均法による算定を行っているところ、本買付条件等変更前の本公開買付価格は、基準日3における対象者株式の

東京証券取引所市場第一部における終値3,100円に対し6.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,009円に対して3.62%のディスカウントとなる金額であるものの、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,869円に対して1.08%、直近6ヶ月間の終値単純平均値2,712円に対して6.93%のプレミアム、基準日2における対象者株式の終値2,416円に対しては20.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,432円に対しては19.24%、同3ヶ月間の終値単純平均値2,502円に対しては15.91%、同6ヶ月の終値単純平均値2,405円に対しては20.58%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となっている。

以上に述べた交渉経緯、利益相反回避措置の内容、野村證券による株価算定の手法及び算定結果等を踏まえると、本取引を実施するに際して、日立製作所と少数株主との間の利益相反関係の存在により意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、一般に公正と認められる手続により本取引が行われるものと考えられ、そのようなプロセスを経て決定された本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）は、尊重されるべきものであって、安易に介入することが認められるべきものではない。この意味において、これらの価格の正当性・妥当性は担保されていると料する。

（中略）

（ ）本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないか（本諮問事項）

以上（ ）から（ ）で述べた通りの意味において、本取引の目的には正当性・合理性が認められ、本取引に係る手続の公正性は確保されており、かつ、本取引の取引条件の正当性・妥当性は担保されているものといえる。したがって、日立製作所が親会社であることを利用して対象者の少数株主の犠牲のもとに、日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められないという意味において、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないといえることができる。

なお、日立製作所は、平成29年4月26日付答申書作成の時点では、公開買付者の優先株式を引き受けて105億円の金銭出資を行うものとされていたところ、平成29年9月以降の交渉過程において、この出資金額は130億円に増額されたとのことである。しかし、この出資に関しては、議決権を伴わないものであること、本取引における買収金額を交渉する過程において、買収金額の総額を増額する目的のために出資金額も増額されたものであることに変わりはなく、少数株主との間の利益相反の程度は低いと料され、前記（ ）から（ ）で述べた意見に特段の影響を及ぼすものではない。

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成29年11月24日に、対象者取締役会に対して、本買付条件等変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見を提出しているとのことである。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

（訂正前）

（前略）

また、対象者は、平成29年9月25日、公開買付者から、公開買付価格を原公開買付価格（2,503円）から2,850円に、自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）を原自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）（1,710.34円）から1,850円に、それぞれ引き上げることを前提に、平成29年10月上旬を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、その後、数次の交渉を経て決定した本公開買付価格である2,900円を含む本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成29年4月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、前記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」の「（ ）平成29年10月11日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の検討を踏まえ、平成29年10月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことである。

なお、前記両取締役会においては、対象者の取締役のうち、齊藤裕氏については日立製作所において代表執行役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の立場において、本取引に係る検討・審議を行う取締役会に出席しておらず、また、本取引の検討、本取引に関する公開買付者及び日立製作所との協議・交渉にも参加していないとのことである。

（訂正後）

（前略）

また、対象者は、平成29年9月25日、公開買付者から、公開買付価格を原公開買付価格（2,503円）から2,850円に、自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）を原自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）（1,710.34

円)から1,850円に、それぞれ引き上げることを前提に、平成29年10月上旬を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、その後、数次の交渉を経て決定した本買付条件等変更前の本公開買付価格である2,900円を含む本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成29年4月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、前記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」の「()平成29年10月11日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の検討を踏まえ、平成29年10月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

さらに、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成29年11月24日開催の対象者の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、対象者の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、前記各取締役会においては、対象者の取締役のうち、齊藤裕氏については日立製作所において代表執行役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の立場において、本取引に係る検討・審議を行う取締役会に出席しておらず、また、本取引の検討、本取引に関する公開買付者及び日立製作所との協議・交渉にも参加していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

(前略)

また、前記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載の通り、対象者及び日立製作所は対象者株式の全ての譲渡を複数の買手候補先に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の買付候補者との比較を通じて、対象者及び日立製作所によりKKRが最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会には既に十分に設けられていたと考えておりますが、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、対象者の一般株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

(前略)

また、前記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者と対象者及び日立製作所並びにJIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載の通り、対象者及び日立製作所は対象者株式の全ての譲渡を複数の買手候補先に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の買付候補者との比較を通じて、対象者及び日立製作所によりKKRが最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会には既に十分に設けられていたと考えておりますが、公開買付者は、本買付条件等変更前の公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより(なお、本買付条件等変更により、公開買付期間は40営業日に延長されています。)、対象者の一般株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。なお、本買付条件等変更により、公開買付期間は平成29年10月12日(木曜日)から平成29年12月8日(金曜日)までとなります。

(7)その他

日立製作所

(A) 継続開示会社たる日立製作所に関する事項

(a) 日立製作所が提出した書類

□ 四半期報告書又は半期報告書

(訂正前)

事業年度 第149期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月7日 関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第149期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月7日 関東財務局長に提出

事業年度 第149期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月14日 関東財務局長に提出

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成29年10月12日(木曜日)から平成29年11月24日(金曜日)まで(30営業日)
公告日	平成29年10月12日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	平成29年10月12日(木曜日)から平成29年12月8日(金曜日)まで(40営業日)
公告日	平成29年10月12日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1 株につき、2,900円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>(前略)</p> <p>その後、公開買付者は、平成29年 8 月 9 日付で、平成29年 8 月上旬の本公開買付けの開始を見送ることを決定いたしました。本公開買付けに係る買付価格その他の条件について検討を続けました。公開買付者は、対象者が平成29年 7 月26日付で公表した「第30年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔 I F R S 〕(連結)」、「2017年度(平成30年 3 月期) 第 1 四半期決算補足資料〔 I F R S 〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容、業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者及び日立製作所間並びに K K R 及び J I P との協議及び交渉を踏まえて、平成29年10月11日、本公開買付価格を2,503円から2,900円に引き上げることを決定しました。</p> <p>公開買付者は、前記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者及び日立製作所間並びに K K R 及び J I P との協議交渉を経て本取引の対価を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>なお、本公開買付価格(2,900円)は、日立製作所による対象者株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道(平成28年10月 3 日の立会時間終了後)がなされる前の取引である平成28年10月 3 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,801円に対して61.02%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値1,810円に対して60.22%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値1,752円に対して65.53%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値1,573円に対して84.36%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、平成29年 4 月26日付公開買付者プレスリリースの公表日の前営業日である平成29年 4 月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値2,416円に対して20.03%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値2,432円に対して19.24%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値2,502円に対して15.91%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値2,405円に対して20.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成29年10月11日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値3,115円に対して6.90%のディスカウント、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値3,020円に対して3.97%をそれぞれディスカウントした金額であるものの、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値2,876円に対して0.83%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値2,717円に対して6.74%のプレミアムを加えた金額となります。</p>
算定の経緯	<p>(前略)</p> <p>その後、平成29年10月11日、公開買付者、日立製作所及び対象者は、本公開買付価格を2,900円とする合意に至りましたので、公開買付者、日立製作所及び J I P は平成29年10月11日付で本変更覚書を締結し、併せて、本公開買付価格を2,900円に決定しました。</p> <p>なお、本公開買付価格である2,900円は、K K R 及び J I P からの提案、並びに、対象者及び日立製作所間並びに K K R 及び J I P との間での協議・交渉に基づき決定したものです。</p>

(訂正後)

株券	普通株式 1 株につき、3,132円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>(前略)</p> <p>その後、公開買付者は、平成29年 8 月 9 日付で、平成29年 8 月上旬の本公開買付けの開始を見送ることを決定いたしました。本公開買付けに係る買付価格その他の条件について検討を続けました。公開買付者は、対象者が平成29年 7 月26日付で公表した「第30年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔 I F R S 〕(連結)」、「2017年度(平成30年 3 月期) 第 1 四半期決算補足資料〔 I F R S 〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容、業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者及び日立製作所間並びに K K R 及び J I P との協議及び交渉を踏まえて、平成29年10月11日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を2,503円から2,900円に引き上げることを決定しました。</p> <p>公開買付者は、前記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者及び日立製作所間並びに K K R 及び J I P との協議交渉を経て本取引の対価を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及び本買付条件等変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p><u>その後、公開買付者は、平成29年10月12日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成29年11月24日、本公開買付価格を2,900円から3,132円に変更することを決定いたしました。なお、公開買付者は、本買付条件等変更の決定にあたり、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。</u></p> <p>なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格(2,900円)は、日立製作所による対象者株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道(平成28年10月 3 日の立会時間終了後)がなされる前の取引である平成28年10月 3 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,801円に対して61.02%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値1,810円に対して60.22%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値1,752円に対して65.53%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値1,573円に対して84.36%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、平成29年 4 月26日付公開買付者プレスリリースの公表日の前営業日である平成29年 4 月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値2,416円に対して20.03%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値2,432円に対して19.24%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値2,502円に対して15.91%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値2,405円に対して20.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成29年10月11日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値3,115円に対して6.90%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値3,020円に対して3.97%をそれぞれディスカウントした金額であるものの、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値2,876円に対して0.83%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値2,717円に対して6.74%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p>

	<p>一方、本買付条件等変更後の本公開買付価格3,132円は、日立製作所による対象者株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道（平成28年10月3日の立会時間終了後）がなされる前の取引である平成28年10月3日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,801円に対して73.90%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,810円に対して73.04%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,752円に対して78.77%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,573円に対して99.11%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、平成29年4月26日付公開買付者プレスリリースの公表日の前営業日である平成29年4月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値2,416円に対して29.64%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,432円に対して28.78%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,502円に対して25.18%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,405円に対して30.23%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、本公開買付けを開始した日の前営業日である平成29年10月11日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値3,115円に対して0.55%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,020円に対して3.71%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,876円に対して8.90%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,717円に対して15.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p>
算定の経緯	<p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>その後、平成29年10月11日、公開買付者、日立製作所及び対象者は、本買付条件等変更前の本公開買付価格を2,900円とする合意に至りましたので、公開買付者、日立製作所及びJ I Pは平成29年10月11日付で本変更覚書を締結し、併せて、本買付条件等変更前の本公開買付価格を2,900円に決定しました。</p> <p>なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格である2,900円は、K K R及びJ I Pからの提案、並びに、対象者及び日立製作所間並びにK K R及びJ I Pとの間での協議・交渉に基づき決定したものです。</p> <p>その後、公開買付者は、平成29年10月12日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成29年11月24日、本公開買付価格を2,900円から3,132円に変更すること及び当該条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を一切変更しないことを決定し、また、公開買付者、日立製作所及びJ I Pは、本買付条件等変更を前提として、同日付で本再変更覚書を締結いたしました。</p> <p>なお、本買付条件等変更後の本公開買付価格である3,132円は、K K Rが、対象者、J I P及び日立製作所との間での協議を踏まえ決定したものです。</p>

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	143,932,150,400
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	200,000,000
その他(c)	8,000,000
合計(a) + (b) + (c)	144,140,150,400

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(49,631,776株)に、1株当たりの本公開買付価格(2,900円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	155,446,722,432
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	200,000,000
その他(c)	11,000,000
合計(a) + (b) + (c)	155,657,722,432

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(49,631,776株)に、1株当たりの本買付条件等変更後の本公開買付価格(3,132円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ (注 1) (1) タームローン A 弁済期 : 2024年11月29日 (分割返済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (2) タームローン B 弁済期 : 2024年11月29日 (一括返済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等	(1) タームローン A <u>3,823,400</u> (2) タームローン B <u>24,530,100</u>
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ (注 1) (1) タームローン A 弁済期 : 2024年11月29日 (分割返済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (2) タームローン B 弁済期 : 2024年11月29日 (一括返済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等	(1) タームローン A <u>3,823,400</u> (2) タームローン B <u>24,530,100</u>
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ (注 1) (1) タームローン A 弁済期 : 2024年11月29日 (分割返済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (2) タームローン B 弁済期 : 2024年11月29日 (一括返済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等	(1) タームローン A <u>2,184,800</u> (2) タームローン B <u>14,017,200</u>

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
2	銀行	三井住友信託銀行株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1)タームローンA 弁済期:2024年11月29日(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 弁済期:2024年11月29日(一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA <u>1,092,400</u> (2)タームローンB <u>7,008,600</u>
2	銀行	株式会社日本政策投資銀行 (東京都千代田区大手町一丁目9番6号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) 弁済期:2025年5月30日(一括返済) 金利:固定金利(ステップアップ) 担保:対象者株式等	<u>17,734,000</u>
計(b)				<u>98,744,000</u>

(注1) 公開買付者は、上記融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友信託銀行及び株式会社日本政策投資銀行からそれぞれ28,353,500千円、28,353,500千円、16,202,000千円、8,101,000千円及び17,734,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成29年10月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1)タームローンA 弁済期:2024年11月29日(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 弁済期:2024年11月29日(一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 4,044,250 (2)タームローンB 27,365,800
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1)タームローンA 弁済期:2024年11月29日(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 弁済期:2024年11月29日(一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 4,044,250 (2)タームローンB 27,365,800
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1)タームローンA 弁済期:2024年11月29日(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 弁済期:2024年11月29日(一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 2,311,000 (2)タームローンB 15,637,600

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
2	銀行	三井住友信託銀行株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1)タームローンA 弁済期:2024年11月29日(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 弁済期:2024年11月29日(一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA <u>1,155,500</u> (2)タームローンB <u>7,818,800</u>
2	銀行	株式会社日本政策投資銀行 (東京都千代田区大手町一丁目9番6号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) 弁済期:2025年5月30日(一括返済) 金利:固定金利(ステップアップ) 担保:対象者株式等	<u>18,515,000</u>
計(b)				<u>108,258,000</u>

(注1) 公開買付者は、上記融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社日本政策投資銀行からそれぞれ31,410,050千円、31,410,050千円、17,948,600千円、8,974,300千円及び18,515,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成29年11月24日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

【その他資金調達方法】
(訂正前)

内容	金額(千円)
KKR HKEファンド による出資(注1乃至4)	36,400,000
日立製作所による公開買付者のA種優先株式の引受け(注5)	5,000,000
HVJによる前払い(注6)	4,000,000
計(d)	45,400,000

(注1) 公開買付者は、出資の裏付けとして、KKR HKEファンド から、36,400,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を平成29年10月11日付で取得しております。また、KKR HKEファンド は、KKR HKEファンド に対して資金を拠出する予定のKKR HKE Investment Holdings L.P.(以下「KKR HKEファンド」といいます。)から、28,900,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を平成29年10月11日付で、トラスト・キャピタル・メザニン2016投資事業組合(以下「トラストキャピタル」といいます。)から、7,500,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成29年10月11日付で取得しております。さらにKKR HKEファンド は、KKR HKEファンド のリミテッド・パートナーであるKKR Asian Fund Japan AIV L.P.(以下「KKRアジアファンド」といいます。)及びKKR Asian Fund Japan AIV (EEA) L.P.(以下「KKRアジアファンド」といいます。また、KKRアジアファンド 及びKKRアジアファンド を総称して、以下「KKRアジアファンド」といいます。)から、KKR HKEファンド による前記出資のために使用する金額を調達する予定であり、KKRアジアファンド 及びKKRアジアファンド から、それぞれの資金提供額を合計して28,900,000千円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を平成29年10月11日付で取得しております。但し、KKR HKEファンド は、上記のKKRアジアファンド 及びKKRアジアファンド による資金提供額の一部について、KKRによって直接若しくは間接に保有・運営されている他の投資ファンド から資金提供を受ける可能性もあります。

(中略)

(注5) 公開買付者は、本日立出資の裏付けとして日立製作所から、5,000,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を平成29年10月11日付で取得しております。なお、公開買付者は、日立製作所の直近の財務諸表により、日立製作所が上記出資を行う資力が十分であることを確認しております。

(後略)

(訂正後)

内容	金額(千円)
KKR HKEファンド による出資(注1乃至4)	38,400,000
日立製作所による公開買付者のA種優先株式の引受け(注5)	5,000,000
HVJによる前払い(注6)	4,000,000
計(d)	47,400,000

(注1) 公開買付者は、出資の裏付けとして、KKR HKEファンド から、38,400,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を平成29年11月23日付で取得しております。また、KKR HKEファンド は、KKR HKEファンド に対して資金を拠出する予定のKKR HKE Investment Holdings L.P.(以下「KKR HKEファンド」といいます。)から、30,900,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を平成29年11月23日付で、トラスト・キャピタル・メザニン2016投資事業組合(以下「トラストキャピタル」といいます。)から、7,500,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成29年10月11日付で取得しております。さらにKKR HKEファンド は、KKR HKEファンド のリミテッド・パートナーであるKKR Asian Fund Japan AIV L.P.(以下「KKRアジアファンド」といいます。)及びKKR Asian Fund Japan AIV (EEA) L.P.(以下「KKRアジアファンド」といいます。また、KKRアジアファンド 及びKKRアジアファンド を総称して、以下「KKRアジアファンド」といいます。)から、KKR HKEファンド による前記出資のために使用する金額を調達する予定であり、KKRアジアファンド 及びKKRアジアファンド から、それぞれの資金提供額を合計して30,900,000千円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を平成29年11月23日付で取得しております。但し、KKR HKEファンド は、上記のKKRアジアファンド 及びKKRアジアファンド による資金提供額の一部について、KKRによって直接若しくは間接に保有・運営されている他の投資ファンド から資金提供を受ける可能性もあります。

(中略)

(注5) 公開買付者は、本日立出資の裏付けとして日立製作所から、5,000,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を平成29年11月24日付で取得しております。なお、公開買付者は、日立製作所の直近の財務諸表により、日立製作所が上記出資を行う資力が十分であることを確認しております。

(後略)

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

144,144,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(後略)

(訂正後)

155,658,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(後略)

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

平成29年12月1日(金曜日)

(訂正後)

平成29年12月15日(金曜日)

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【大株主】

(訂正前)

平成29年10月12日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
KKR HKE Investment L.P.	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	-	-
計	-	-	-

(注1) 公開買付者は合同会社ですが、社員は上記1社のみであり、その持分割合は100.00%です。

(注2) 公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前までに、上記「第1 公開買付要領」の「買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」記載の通り、KKR HKEファンド から36,400,000千円を上限とした出資を受ける予定ですが、これによる公開買付者の資本金の増加は予定しておりません。

(注3) 公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前に、前記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載の通り、日立製作所から50億円を上限とした第1回本日立出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額は最大で25億円増加する予定です。

(訂正後)

平成29年10月12日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
KKR HKE Investment L.P.	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	-	-
計	-	-	-

(注1) 公開買付者は合同会社ですが、社員は上記1社のみであり、その持分割合は100.00%です。

(注2) 公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前までに、上記「第1 公開買付要領」の「買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」記載の通り、KKR HKEファンド から38,400,000千円を上限とした出資を受ける予定ですが、これによる公開買付者の資本金の増加は予定しておりません。

(注3) 公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前に、前記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載の通り、日立製作所から50億円を上限とした第1回本日立出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額は最大で25億円増加する予定です。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

本公開買付けへの賛同表明

(訂正前)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成29年10月11日開催の対象者の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細につきましては、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成29年10月11日開催の対象者の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

その後、公開買付者は、平成29年10月12日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成29年11月24日、本買付条件等変更を決定いたしました。

また、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成29年11月24日開催の対象者の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、対象者の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細につきましては、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第94期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月9日 関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第94期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月9日 関東財務局長に提出

事業年度 第94期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月13日 関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

1. 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、平成29年11月24日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を平成29年10月12日付「公開買付開始公告」の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

2. 出資証明書、融資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が取得した各融資証明書及び各出資証明書に変更がありましたので、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友信託銀行及び株式会社日本政策投資銀行による各融資証明書、並びにKKR HKEファンド、KKR HKEファンド、KKRアジアファンド及びKKRアジアファンド、並びに日立製作所による各出資証明書を差し替えるものといたします。

3. 府令第13条第1項第12号及び13号の規定による書面

対象者は、平成29年11月13日に第94期第2四半期報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。また、日立製作所は、平成29年11月14日に第149期第2四半期報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第13号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。